

# 平成22年第6回教育委員会記録

平成22年3月24日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成22年3月24日(水)午後2時00分～午後3時14分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理者 大橋 辰雄  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当 森 仁司  
教育部 長

庶務課長 徳 嵩 淳一 教育人事企画 佐藤 浩  
課 長

教育改革推進 岡本 勝実 学校適正配置 齊藤 俊朗  
課 長 担当 課 長

学務課長 加藤 貴幸 社会教育 森田 師郎  
課 長 入部 ツ 課 長

教育委員会 正田 智枝子 済美教育 小澄 龍太郎  
事務局副参事 一 長

済美教育 坂田 篤 済美教育 田中 稔  
七所 一 長 七所 統括指導主事

中央図書館長 和田 義広 中央図書館 末木 栄  
次 長

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 4名

会議に付した事件

(議案)

議案第26号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

議案第27号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

議案第28号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則

- 議案第29号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第33号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第34号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第35号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第36号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第37号 杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第38号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第39号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第40号 杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第41号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第42号 杉並区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正
- 議案第43号 杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部改正
- 議案第44号 杉並区立学校職員服務規程の一部改正
- 議案第45号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正
- 議案第46号 杉並区学校教育職員の旅費支給規程の一部改正
- 議案第47号 「杉並区立小中学校適正配置計画（永福南小学校と永福小学校の統合）」の策定について
- 議案第48号 「杉並区子供読書活動推進計画」の改定について
- 議案第49号 学校運営協議会を置く学校の指定について
- 議案第50号 平成22年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について

て

( 報告事項 )

- (1) 区立小・中学校教育管理職（校長・副校長）の人事異動について（平成22年4月1日付）
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 指定管理施設の一部時間延長について
- (4) 指定管理施設内運動場の時間延長について
- (5) 教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

## 目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案審議	
議案第26号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	6
議案第27号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	7
議案第28号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則	7
議案第29号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
議案第30号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
議案第31号 杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第32号 杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第33号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第34号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
議案第35号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	10
議案第36号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第37号 杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第38号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第39号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第40号 杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する	

	る規則の一部を改正する規則	10
議案第41号	杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則	26
議案第42号	杉並区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正	12
議案第43号	杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程 の一部改正	13
議案第44号	杉並区立学校職員服務規程の一部改正	13
議案第45号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する 規程の一部改正	13
議案第46号	杉並区学校教育職員の旅費支給規程の一部改正	13
議案第47号	「杉並区立小中学校適正配置計画（永福南小学校と永 福小学校の統合）」の策定について	14
議案第48号	「杉並区子供読書活動推進計画」の改定について	20
議案第49号	学校運営協議会を置く学校の指定について	21
議案第50号	平成22年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及 び休業日について	22

## 報告事項

- (1) 区立小・中学校教育管理職（校長・副校長）の人事異動につい  
て（平成22年4月1日付）
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 指定管理施設の一部時間延長について
- (4) 指定管理施設内運動場の時間延長について
- (5) 教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

委員長 ただいまから、平成22年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、大橋委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内のとおり、議案が25件、報告が5件となっております。

日程第16、議案第41号は本規則を改正するに当たっての区長からの協議案件で、意思形成過程上の案件となります。また、日程第26、報告事項の1は、人事に関する案件となっております。

以上につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条により、会議を非公開としたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんから、議案第41号及び報告事項の1につきましては、会議を非公開として後に送ります。

それでは、それ以外の議案の審議に入ります。

日程第1、議案第26号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長からお願いします。

庶務課長 それでは、私から議案第26号につきましてご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。議案第26号でございますけれども、指導主事等とチームになって、児童生徒の観察、個別指導計画を作成するなど、特別支援教育を推進するため、非常勤職員として、教育委員会に特別支援教育心理士を置くものでございます。この特別支援教育心理士は臨床発達心理士の有資格者とし、週に3日程度、済美教育センターに勤務する予定となっております。

施行期日ですが、平成22年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がありますでしょうか。

宮坂委員 この特別支援教育心理士は、これは何か資格みたいなものがあるんでしょうか。特にないんですか。

庶務課長 これは、臨床発達心理士の有資格者ということで考えてございます。

安本委員 名前をこういうふうにしたということなの。

庶務課長 はい。非常勤職員としての職名を新旧対照表に記載のとおり、このようにしたいということでございます。

安本委員 はい、わかりました。

委員長 ほかに何かございますか。ありませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第26号を原案のとおり可決しても異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第26号は原案のとおり可決いたします。

続いて、組織改正及び分掌事務の見直しなどに伴う所要の規定整備ということで、日程第2、議案第27号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を上程いたしまして、審議いたします。

それでは、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 委員長、議案第27号と議案第28号を一括で。

委員長 一括ですか。ちょっと待ってください。では、議案第28号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」です。この2つを一括上程いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第27号及び議案第28号につきましてご説明申し上げます。

初めに議案第27号でございますけれども、新旧対照表の1ページをご覧ください。平成21年9月に策定した小中一貫教育基本方針の推進及び小中一貫教育校設置に向けた取り組みを本格化するため、新たに教育改革推進課に、この事務を所掌する小中一貫教育担当係長を設置いたします。また、区立子供の園の設置に伴いまして、区立幼稚園の運営管理、周辺等の事務を保育課に移行することから、幼児教育担当係長を廃止いたします。

続いて、新旧対照表の2ページをご覧ください。これは、今ご説明したことに伴いまして、学務課の係の分掌事務を見直したものでございます。

以上が議案第27号のご説明でございます。

次に、議案第28号でございますけれども、新旧対照表の1ページをご覧ください。今後の全地域図書館の指定管理者による運営への移行を踏まえて、中央図書館の政策立案及び統括機能の強化を図る必要があることから、企画サービス担当係長、読書活動推進担当係長、協働推進担当係長及び調査相談担当係長を企画運営係、資料相談係及び児童係の体制に見直すものでございます。

これにあわせて、第三条でございますけれども、それぞれの分掌事務を整理するとともに、企画運営係には第三者評価に関することを分掌事務として設けてございます。

施行期日ですが、両議案とも平成22年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 それでは、ただいま一括上程いたしました議案について、ご説明がありましたので、ご質問、ご意見がありましたら、議案番号を言っていたらお願いいたします。

議案第27号につきましては特にお触れにはなりませんでしたが、新旧対照表の第二条の中で、社会教育スポーツ課の学校開放担当係長（二）というのが傍線が引いてありますね。

庶務課長 はい。これは説明は細かい部分は省略させていただきました。この社会教育スポーツ課学校開放担当係長ですが、私どもはご案内のとおり教育委員会として地域のこういったスポーツ振興という観点から学校開放を進めておりますけれども、最近ではいろいろとやっぱり近隣との関係、スポーツ団体も多様になってまいりましたので、所要の調整がかなり事務として増えてまいります。

そんなことも踏まえまして、この部分に1名の係長の増員ということでございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第27号について、ほかに何かございますか。

（「なし」の声）

委員長 それでは、議案第28号についてはいかがですか。図書館の規程です。

ありませんか。

（「なし」の声）

委員長 それでは、一括上程いたしました議案第27号及び議案第28号は、原案のとおり可決しても異議はありませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

委員長 異議はありませんので、議案第27号及び議案第28号は原案のとおり可決いたします。

次に、幼稚園教育職員の給与制度等にかかわる所要の規定整備ということで、これは日程第4、議案第29号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第30号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第31号「杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第32号「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第33号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第29号から議案第33号までの5議案につきましてご説明を申し上げます。

初めに議案第29号でございますけれども、これは様式の改正となりまして、様式の第1号、第2号、第6号は幼稚園が子供園に転換することから、子供園に勤務する幼稚園教育職員が使用できるようにするため、改正するものです。

また、様式の第3号でございますけれども、これは杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例

の一部が改正され、超過勤務手当に係る規定が改正されたことから、必要な改正を行うというものでございます。

以上が議案第29号のご説明でございます。

次に議案第30号でございますけれども、新旧対照表の2ページをご覧ください。杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部が改正され、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当につきましては、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払うこととなりますが、法定休日に当たる日の勤務につきましては、その対象から除外されることになります。

その勤務を定めるため、本規則第13条に第4項を加えまして、官庁執務型の職員については日曜日の勤務、交代制等勤務型の職員につきましては、その月の日曜日の日数に応じて定める日の勤務などと定めるものでございます。そのほか、そのことに伴いまして、様式の改正等を行うものでございます。

以上が議案第30号の説明でございます。

次に議案第31号でございますけれども、これも幼稚園が子供園に転換するというに伴いまして、様式の改正を行うものでございます。

次に議案第32号のご説明でございます。幼稚園教育職員につきましては、東京都の小中学校教育職員の額の概ね2分の1の額を支給しているという義務教育等教員特別手当でございますが、これは東京都の小中学校教育職員の額の概ね2分の1の額を支給しているということでございますけれども、同手当に係る国庫負担金の縮減を受けまして、他団体との均衡を図る観点から、この手当の月額を国庫負担額の縮減率に合わせて別表のとおり改定するというものでございます。

以上が議案第32号のご説明です。

次に議案第33号でございますけれども、昨年10月8日の特別区人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告におきまして、期末手当と勤勉手当につきまして、年間支給月数を0.35月分引き下げて4.15月とするとの勧告がなされました。

このことを受けて昨年、区議会第4回定例会におきまして、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部が改正されたところでございます。その際の改正は平成21年6月に支給した手当について0.2月分を凍結していたことから、本年1月1日施行として、凍結分を踏まえた支給月数に改正し、平成22年度分につきましては、本年4月1日に施行されるよう、施行期日を2回に分けて施行するという条例の改正を行いました。このことに伴いまして、規則で定める支給割合につきましても、改正する必要があるというものでございます。

新旧対照表の1ページ、第四条をご覧ください。再任用職員以外の職員の6月分、それと12月

の支給割合を100分の70に、そのうち管理職につきましては、それぞれ100分の90に改め、再任用職員の6月分、12月分の支給割合を100分の35に、また、そのうち管理職につきましてはそれぞれ100分の45に改めるというものでございます。その他、規定の整備を行っているものでございます。

施行期日ですけれども、議案第33号の一部の規定を除き、平成22年4月1日から施行することとしてございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま一括上程しました議案について、ご質問、ご意見があれば、議案番号を明示の上、お願いいたします。

ございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、一括上程いたしました議案第29号から議案第33号までを原案のとおり可決してもよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第29号から議案第33号まで原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

次に、学校教育職員の勤務時間、給与制度に係わる所要の規定整備ということで、日程第9、議案第34号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第10、議案第35号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第11、議案第36号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」、日程第12、議案第37号「杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第13、議案第38号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第14、議案第39号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第15、議案第40号「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第34号から議案第40号までの7議案につきましてご説明を申し上げます。

初めに議案第34号でございますけれども、1週間の正規の勤務時間が本年4月1日から40時間から38時間45分に、また、1日の正規の勤務時間につきましては7時間45分に短縮されることなどから、規則の改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。第四条の第4項では、勤務時間の割り振り変更につい

て、4時間のほかに3時間34分の変更があることから、規定を整備してございます。

新旧対照表の2ページ、第十二条でございますけれども、年次有給休暇の単位として、1時間を単位として与えられた休暇は、7時間45分で1日に換算すること。また、第4項として1時間未満の端数が残った場合は、残日数の全てを使用しようとするときには使用できること。これを加えてございます。

先ほど、私、新旧対照表の1ページの第四条の第4項のところで、4時間のほかに3時間34分というふうに申し上げましたが、大変失礼しました。3時間45分の変更があることから規定を整備するというところでございます。

次に、新旧対照表の5ページをご覧ください。第二十八条でございますけれども、仕事と子育ての両立を支援する観点から、養育する子が複数の場合、養育する子1人につき5日を限度して最大10日取得することができるようにするものでございます。

そのほかに勤務時間が分単位になることに伴い、休暇の換算等に必要な規定整備などを、また、超過勤務手当の割り増し支給に対応できるよう、超過勤務命令簿の改正などを行うものでございます。

以上が議案第34号のご説明でございます。

次に議案第35号でございますけれども、これは議案第30号の幼稚園教育職員の規則と同様の改正を行うほか、正規の勤務時間の短縮に伴う規定整備ということで行うものでございます。

続いて議案第36号でございます。新旧対照表をご覧ください。勤務の特殊性に基づく給料の調整額に対する国庫負担金の取り扱いが、給料月額6%程度から4.5%程度に縮減されることから、東京都ではそれに相当する引き下げを行うこととしてございます。

そのため区費教員につきましても、別表第1及び別表第2のとおり、同様の改正を行うものでございます。

以上が議案第36号の説明でございます。

次に議案第37号でございますけれども、これも新旧対照表をご覧ください。東京都では特殊勤務手当につきましても、社会経済情勢や勤務環境などの変化を踏まえ、定期的に改正を行っており、今般、部活動指導等の業務の特殊性や状況の変化に照らし、週休日などにおける8時間程度の対外運動競技等の引率については4,200円に、また、週休日等における4時間以上の部活動等の指導については3,200円増額することとしてございます。

このため区費教員につきましても、同様の改正を行うというものでございます。

以上が議案第37号のご説明です。

次に議案第38号でございますけれども、これは勤務時間の短縮に伴う規定の整備ということで

ございます。

次に議案第39号でございますけれども、これは議案第33号でご説明した幼稚園教育職員の規則と同様の改正を行うほか、勤務時間の短縮に伴う規定の整備ということでございます。

最後に、議案第40号「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」でございますけれども、新旧対照表の2ページ以降をご覧ください。当該手当に対する国庫負担金の取り扱いが、給料月額3.0%から2.2%に縮減されるということから、東京都では、これに相当する引き下げを行うこととしてございます。

このため区費教員につきましても、同様の改正を行うというものでございます。

最後に施行期日でございますけれども、いずれも平成22年4月1日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいま一括上程しました議案のご説明について、ご質問、ご意見がありましたら、議案番号を明示してお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、一括上程して審議しました議案第34号から議案第40号まで、原案のとおり可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第34号から議案第40号まで原案のとおり可決いたします。

次に、日程第17、議案第42号「杉並区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第42号につきましてご説明を申し上げます。

区立幼稚園2園が区立子供園に転換することを受けまして、通勤届の様式を子供園に勤務する幼稚園教育職員が使用できるよう改めるものでございます。

施行期日ですが、平成22年4月1日から施行することとしてございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 それでは、ただいまの議案第42号のご説明について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 なければ、議案第42号は原案のとおり可決しても異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんから、議案第42号は原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、職員の勤務時間の短縮等に伴う所要の規定整備ということで、日程第18、議案第43号「杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部改正」、日程第19、議案第44号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」、日程第20、議案第45号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休暇時間等に関する規程の一部改正」、日程第21、議案第46号「杉並区学校教育職員の旅費支給規程の一部改正」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第43号から議案第46号までの4議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第43号でございますけれども、新旧対照表をご覧ください。勤務時間の短縮に伴い、旅行先での用務時間が7時間45分以上となる場合に、200円の旅行雑費を支給することと改めるものでございます。

次に議案第44号でございますけれども、こちらは勤務時間の短縮に伴い、時間単位の年次有給休暇の管理等を行う必要があることから、休暇・職免等処理簿を改めるものでございます。

続きまして、議案第45号でございます。新旧対照表をご覧ください。これまで常勤職員の1週間の正規の勤務時間が40時間なのに対して、再任用短時間勤務職員は16時間から32時間までの範囲内で定めることとしておりました。今般、常勤職員の勤務時間が38時間45分に短縮されることに伴いまして、再任用短時間勤務職員につきましては、15時間30分から31時間までの範囲内で定めることとなったことから、31時間とすることを本規程に加えるものでございます。

次に議案第46号でございますが、これも新旧対照表をご覧ください。これは議案第43号と同様に、勤務時間の短縮に伴い、旅行先での用務時間が7時間45分以上となる場合に、200円の旅行雑費を支給することと改めるものでございます。

施行期日ですが、いずれも平成22年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、一括して審議いたしました、議案第43号から議案第46号は、原案のとおり可決してもよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がございませんので、議案第43号から議案第46号は原案のとおり可決いた

します。

どうもありがとうございました。

次に日程第22、議案第47号「杉並区立小中学校適正配置計画（永福南小学校と永福小学校の統合）」の策定について」を上程し、審議いたします。

学校適正配置担当課長から説明をお願いいたします。

学校適正配置担当課長 それでは、議案第47号「杉並区立小中学校適正配置計画（永福南小学校と永福小学校の統合）」の策定」につきまして、ご説明させていただきます。

1枚お開きいただきたいと存じます。1月13日の教育委員会におきまして、本件計画案をご決定いただきまして、その後2月1日から3月2日まで、区民等の意見提出を実施してまいりました。2月1日の広報に概要を掲載し、区並びに教育委員会ホームページに掲載するとともに、文書のほうは区役所の教育改革推進課、区政資料室、また区民事務所、駅前事務所、図書館等に置き、そこに一緒に意見用紙も置かせていただきながらご意見いただき、提出件数は全部で11件ございました。11件で延べ18項目となっております。そちらの内容につきましては、もう1枚おめくりいただきまして、別紙1にその18項目をまとめてございます。

大きくりに5項目に分けてございまして、まずは学校の統合についてというところで、学校の統合はやむを得ないと思う、あるいは教員等の人事配置も充実するなどメリットは大きい。また、クラス替えが可能な一定規模の確保が図れる学校の統合は賛成であるという、概ね賛成というものが3項目5件ございました。

そのほか、児童数が少ないというだけでなくなくなってしまうのは残念であるといったようなことや、統合までに子どもたちの不安を取り除いてほしい、それができないのであれば、何らかの形で残してほしいというようなご意見をいただいております。こちらにつきましては、安心していただけるよう、全力で対処してまいりたいと考えてございます。

また、通学区域につきまして、2件ご意見をいただいております。永福地域のところを井の頭線か井ノ頭通りなどで区切って、北側を別のところにしたほうがいいのか。あるいは、地域の成り立ちを踏まえ、永福南小学校ができる前の状況の3校に分けるような形が必要ではないかというようなご意見もいただきましたが、これにつきましては、学校の通学区域につきましては、概ね半径1キロの範囲におさまるよう設定していきたいということと、これまで保護者の方々等の意見を踏まえた上で、本件の案となったことから、特段変更しない方向でいきたいと考えてございます。

続きまして2ページをお開きいただきたいと存じます。教育環境についてというところでございますが、工事期間中など、どのような負担があるのか明らかにしてほしい、またその期間中、

良い学校生活が送れるよう、できるだけ配慮してほしいというようなことのご意見をいただきました。

これにつきましても、授業や行事等で利用する代替施設までの移動ですとか、工事期間中、どうしても騒音が発生しますので、こちらはご負担をおかけすることになりますが、この辺につきましても、移動期間が負担とならないような時間割を工夫したり、あるいは工事中の騒音も極力負担にならないよう努めてまいりたいと考えております。

また、永福南小学校は、せっかく芝生化したものを統合により無駄にするかのような進め方は反省すべきというご意見もいただきましたが、こちらにつきましても、現在の永福南小学校の児童の教育環境を向上させるという目的で設置したものであり、今後その芝生につきましても、できる限り維持していくような方向で考えていきたいということで、無駄なものとは考えていないという答えをさせていただいております。

また、学校跡地等の活用につきましても、これが一番多く、5件ご意見をいただいております、南部支所というような総合的な施設にしてほしい、あるいは起業・創業者支援の貸出施設にしてほしい、あるいはこれまでどおり図書館、体育館、校庭を地域に開放してほしい、保育園を併設した高齢者のデイケア、養護施設などをつくってほしい、そういった要望をいただいております。

こちらにつきましても、基本方針に基づきまして、今後、有効活用を図っていきたいと考えてございます。

その他、学校希望制度などを続けていくのであれば、中規模とか小規模など、様々選択できるからこそいいのであって、こうしたものを残してほしいというようなこともございましたが、あくまでも、基本的にはクラス替えできる一定の規模を確保しながら、その中で、特色ある教育活動を行ってまいりたいと思っておりますので、そちらの中を見て判断していただきたいというようなこと。

さらに、青少年育成委員など、地域とのかかわりについても、統合を機に見直してほしい。これは住所で分けられている関係で、同じ学校が2つに参加するようなことがあるということもございまして、これを機に、地域の方々からのご意見もお聞きしながら、必要な調整を行ってまいりたいと考えてございます。

なお、永福南小学校の震災救援所はどうなるのかというご意見もありましたが、こちらにつきましても、基本的には統合校を指定することを基本に考えながら、今後、跡地等、活用を勘案しながら、震災救援所運営連絡会とも連携しながら、必要な調整を図ってまいりたい。

以上のような教育委員会の意見と考え方をあわせて公表してまいりたいと思います。

お戻りいただきまして、そういったことから、最終的に1月13日にご決定いただきました計画

案を別紙2としてつけさせていただいておりますが、具体的な計画案の内容につきましては、2ページ以降に記載させていただいております。ただいまご紹介させていただきましたとおり、通学区域につきましては、この計画案の(3)通学区域というところに記載してございます。こちらに対するご意見はいただいておりますが、先ほど申し上げましたとおり、この計画案につきましては、現在の保護者ですとか地域の方々のご意見を踏まえた上で、両校を統合した範囲を通学区域とすることとしてございますので、特段変更はしないというような方向でございます。

その他につきましても、基本的に学校適正配置の進め方ですとか、そういった内容に関する意見が多く、こちらの計画の内容に直接かかわるものはなかったということから、基本的に前回の案をそのままとらせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、また1枚目にお戻りいただきたいのですが、こういった形で計画は、基本的に修正はなしというような方向で進めていきたいということと、また、今後のスケジュールは、本計画をご決定いただきましたら、4月に文教委員会に報告させていただき、併せて区の広報、ホームページ等で公表し、5月末には統合協議会というものを設置して、今後、様々な課題につきまして、対処してまいりたいという考えでございます。

その他、統合校の教育方針等につきましても、両校の教職員から成る仮称「教職員連絡会」なども別に設置して、そこで検討したものを統合協議会に報告、協議の上、定めてまいりたいと考えてございます。

私のほうから説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

宮坂委員 よろしいですか。まだ詳しく読んでいませんので、あるいは説明を聞き漏らした点もあるかもしれませんが、確認の意味もありまして、一番最初に、区民からの意見が11件ということですが、こんなものなのでしょうか。件数として何か少ない感じがするんですが、この結果で、どのように、11件では十分だというお考えなのかどうか、これが1点です。

それから、意見の中で学校跡地の活用に関するものが多く寄せられていますが、跡地の活用については、ここに書いてある程度のことで、具体的なことについては、まだはっきりとは考えていないということなんでしょうか。

それから、3番目には、両校の通学区域を合わせると、かなり広い区域になると私は思うんですが、通学区域を変更しないという何か特別な理由があるんでしょうか。

この3点を簡単に結構ですが、あるいは聞き漏らしたところ、よく読めばその辺が書いてあるということもあれば、その間で教えていただければ結構です。

学校適正配置担当課長 まず、11件という件数でございますが、こちらにつきましてはパブリック

コメントを行っている間、地元の地域保護者の対象者の方々への説明と併せまして、小学校、中学校のPTAや協議会、そういったところにもご説明させていただいたり、町会、常任理事会、そういった中でもご説明させていただきました。自分たちの地域の学校でないとなかなかご意見を出しにくいというようなこともおっしゃっていただいたということと、また、今回寄せていただきました11件も、全て、井の頭線沿いの対象校近隣の地域の方々からとなっています。

そういった関係と、また、対象校の方々につきましては、これまで保護者、地域の方々、意見交換を重ねながら、今回の案となってございますので、そういったこともあって、今回の11件というふうな形になったものと考えております。

それとあと、跡地の活用につきましては、先ほども、若干触れさせていただきましたが、杉並区立小中学校跡地等の活用に関する基本方針というものを現在設けてございます。こちらにつきましては、区の基本方針実施計画であります「すぎなみ五つ星プラン」に掲げる施策の実現のために活用するということになってございます。

所管につきましては、教育委員会から区長部局のほうに移りますけれども、地域の特性ですとか事業の緊急性、また、優先順位などを考えながら、区民要望を踏まえて個別計画を策定するということになってございます。

なお、天沼小学校の場合は、やはり地域の方々を中心となった懇談会を設けまして、地域のご意見を聞き、策定しておりますので、同様に区民の意見の場を設けるなど、地域の方々からのご意見を伺いながら決めていくことと思われまますので、まだ現時点ではちょっと具体的には決まっていないということでございます。

当然、今回こういったご意見が寄せられたということは、ご報告していきたいと考えております。

あと、通学区域の問題は、これまでの意見交換でも多少、広過ぎるのではないかというご意見もいただいておりますけれども、例えば幹線通りの井ノ頭通り北側で切ったとしますと、今の通学実態を見ますと、このエリアの永福4丁目にお住まいの児童の方々、今年度80名ほどいらっしゃいます。そのうちの58名約73%ほど、私立に行かれています方を除きますと、83%程度の方がこのエリアから永福小学校に行かれていますということで、この方々に兄弟姉妹の方も多くいらっしゃいまして、当然同じ学校に行きたいという要望もありますことから、やはり通学実態を踏まえた上で、今回は通学区域を変えないというような判断させていただいたところでございます。

以上3点、お答えさせていただきました。

宮坂委員 ありがとうございます。通学区域に関しましては、私も個人的には色々考えはあるんですが、今回はこういうことを進めておられるのであれば、結構です。

今後、統合協議会を設置して、新しい学校づくりの具体的な検討を行うにあたりまして、これまでどおり様々な意見というものを吸い上げながら、丁寧に進めておられるんだろうと思います。ぜひよろしく願いいたします。

以上、終わります。

委員長 ほかに何かございますか。

どうぞ。

大橋委員 今、宮坂委員からも最後のほうで出ましたけれども、統合にあたって協議会を設置するという形になると思うんですが、現時点の状態で構いませんので、人選とか人数とか「実際はこういう立場のメンバーを入れて話し合っていきますよ」というのがわかれば教えていただきたい。

あと、今、話に出てしまったんで、ちょっと疑問点はとれたんですけども、その他の7ですね、「統合校の教育方針等については、両校の教職員からなる「(仮称)教職員連絡会」を設けて検討し」ということで、ここに書いてありましたのでちょっと安心したんですが、両方の学校の教育方針のすり合わせみたいなものというのは、結構テーマになってくると思うんですよ。実際、どう学校が一緒になって変わっていくかということになるので、統合協議会に報告ということは、先生方の中で話し合っ、こういう形でやっていきますというのも、ちゃんと協議会にももちろん説明して出すということですよ。

学校適正配置担当課長 設置いたします統合協議会の人選でございますが、こちらも今、最初の統合校といたしまして、天沼小学校の例を参考にさせていただきながら、まずは校長先生、副校長先生、また、教職員代表として各学校1名ずつお出しいただくということと、また保護者の方々から各校3名ほど、また、地域支援者、地域を支えていただいている方、こちらも各学校3名ほどで6名、また、町会、自治会関係、天沼小学校の場合、1名ずつだったんですけども、この地域は概ね4つの大きな町会がございますので、そちらの町会の方々から1名ずつお出しいただきまして、あとまたそれに加えて教育委員会事務局職員として1名、今のところ23名程度を考えているところでございます。

また、人選につきましては、保護者の方々につきましては、PTAの方々からご推薦いただくとともに、町会関係者は、先ほど言った町会の町会長さんとしまして、町会長自身になっていただくか、あるいは町会長からご推薦いただいた方と、また、学校支援をしていただいている方々につきましては、校長先生にご相談させていただきながらご推薦いただき、こちらのほうからお願いして、そういった報告で進めていきたいというふうに考えてございます。

安本委員 よろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

安本委員 今、出た7のその他の教職員連絡会というのは、私の記憶では初めて聞いたような気がするんです。というのは、天沼小学校のときにはありましたか。

学校適正配置担当課長 一応、同じような教職員連絡会というのはございました。

安本委員 それは、教育方針等というふうに書いてあるんですけども、要するに、統合協議会というのは、具体的なそういう教育方針等ではなくて、そういう教育の方ではない部分で、例えば校歌とか、そういうものを考えたりとか、そういうところで、教育方針とかそういうこと等というのが、いつも私はよくわからないんですが、これは具体的にこの教職員連絡会では、教育方針など以外には何を考えるところなんでしょうか。

それから、統合協議会と教職員連絡会の関係といえますか、お立場的なものというのはどういうふうなものなんでしょうか。これは前にもしかしてご説明いただいていたら、ごめんなさい。

学校適正配置担当課長 教職員連絡会というのは、天沼小学校の時も同様のものを設置してございましたが、構成メンバーといたしましては、校長先生、副校長先生、いわゆる学校の主幹の方々と、また、統括指導主事の方々など入っていただきながら、お話し合いをさせていただいて、そちらの中で、やはり先生専門分野のところですので、教育方針、教育内容、またカリキュラムですとか、そういったものをこのたたき台として、教職員連絡会の中で、ある程度つくったものを踏まえて、統合協議会の方にこういう形でやっていきたいというのをお出しして、それに対するご意見をいただくというような形になっております。

安本委員 そうすると、統合協議会というのが最高議決機関という言い方をしたら変かもしれませんが、最終的にはここがというふうに、私はそう思っていたんですけども、それで。

学校適正配置担当課長 はい、そのとおりで考えています。

安本委員 はい、ありがとうございました。

委員長 他に何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、ご質問もご意見もないようですので、議案第47号は原案のとおり可決しても異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは異議はありませんので、議案第47号は原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

次に日程第23、議案第48号「杉並区子供読書活動推進計画」の改定について」を上程し、審議いたします。

中央図書館次長から説明をお願いします。

中央図書館次長 それでは、議案第48号「杉並区子供読書活動推進計画」の改定について、ご説明申し上げます。

まず、1枚お開きください。計画案につきましては、2月1日から3月2日の30日間、区民等の意見提出手続ということで、パブリックコメントをいたしました。公表の方法としましては、「広報すぎなみ」の2月1日号、それから区の公式ホームページと、それから図書館のホームページのほうに掲載してございます。また、文書による閲覧としましては、記載のような場所で文書による閲覧をお願いいたしました。

意見の提出状況でございますが、17名の方からご意見をいただきました。延べにしますと、24項目ということで、内訳としましては、郵送・持参が3件、メール7件、ファクス7件というような状況になってございます。

区民等の意見の概要と区の考え方と書いてありますが、教育委員会の考え方ということで、次ページに別紙1ということで記載してございます。

項目分けとしましては、計画のそれぞれの施策項目に応じまして、1番の家庭・地域等、それから2番の学校図書館、それから3番の区立図書館、それから4番の推進体制と連携、それからその他というようなことで分類をして、こちらのほうに記載してございます。

やはり多かったものにつきましては、1番のところでは、主に読み聞かせのことについて、様々なご意見をいただいております。それぞれの施設でいろいろな読み聞かせのケースがございますので、そのような形で皆さんからのご意見をいただきました。

それから、2番の学校図書館につきましては、やはり学校司書や図書館の資料についてご意見をいただいております。それから、やはり学校図書館の運営体制について、ご意見をいただいているという状況です。

また、区立図書館や推進体制と連携につきましては、記載のような状況でございます。その他につきましては、やはり「子供」という表記についてご意見をいただいております。

それぞれ教育委員会の考え方としましては、計画の各事業に沿って着実に実行していけるような形でそれぞれのケースについて記載をさせていただいております。

次に計画の全文ですが、別紙の2の方をご覧ください。これは前回、パブリックコメント前に計画案としてお諮りした時とほとんど同じ状況ですが、まず、区民等の意見による修正はございません。

それから、表現などにつきまして、若干表現の変更など、軽微な修正をいたしております。例えばですが、1ページのところの「本との出会い」というところで、上から2行目にテレビゲームというような表現をしておりましたが、テレビゲームという表現はもう古いということで、

「テレビ、DVD、インターネット等」というように書き直しをいたしました。それから、それ以外に統計数値等について、こちらの方で間違いがあった部分について、修正をさせていただきました。あと、28ページ以降につきましては、関連する法令について載せさせていただいてございます。それ以外には表現方法について、「てにをは」や送りがな等の修正も含めて、若干の修正を行っているという状況です。

今後のスケジュールとしましては、4月に文教委員会に報告しまして、また、パブリックコメントを含めて広報やホームページにて公表する予定でございます。

なお、議案の朗読につきましては省略させていただきます。以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

ありませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第48号を原案のとおり可決しても異議はありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第48号は原案のとおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

次に日程第24、議案第49号「学校運営協議会を置く学校の指定について」を上程し、審議いたします。

教育改革推進課長から説明をお願いいたします。

教育改革推進課長 それでは私から、議案第49号「学校運営協議会を置く学校の指定について」ご説明をいたします。

22年度指定校として東京都との協議が調ったため、学校運営協議会規則第2条に基づきまして学校運営協議会を置く学校、地域運営学校コミュニティ・スクールとして、堀之内小学校並びに天沼小学校を指定いたします。

指定する学校の状況でございますが、両校とも学校支援本部は既に20年度から設置されており、学校と地域、保護者との関係が良好でございます。また、両校の校長とも学校運営協議会を設置して、地域、保護者が学校運営に参画することに非常に前向きであり、評議委員につきましても既に地域運営学校への移行について説明し、了解を得ているところでございます。

なお、指定日は22年4月1日となっております。現在、ビジョン推進計画に基づきまして、地域運営学校の拡充を行っておりますが、今回の2校を含め、全部で14校となる予定でございます。

以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。よろしく申し上げます。

委員長 ただいまの教育改革推進課長からのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第49号は原案のとおり可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議はありませんので、議案第49号は原案のとおり可決いたしました。

どうもありがとうございました。

委員長 では次に日程第25、議案第50号「平成22年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」を上程し、審議いたします。

済美教育センター副所長から説明をお願いいたします。

済美教育センター副所長 それでは、私から議案第50号「平成22年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」のご説明を申し上げたいと思います。

初めに大変申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いしたいと思います。最初のページでございます。冒頭の部分で一、学期の変更について、「(一)変更を実施しない園・学校」、その下に括弧づけで変更しない園・学校数が書いてございますが、「六十七園・校」を「六十九園・校」に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明を申し上げたいと存じます。平成22年度の幼稚園・子供園、小中学校の教育課程の届け出につきましては、3月8日から行われまして、学期及び休業日についてお手元の資料のとおりとなっております。

まず、1ページの学期の変更についてでございますが、杉並区立学校及び子供園の管理運営規則において、学期が定められておりますけれども、教育委員会が必要と認めるときは変更することができとなっております。本規則を受けて、富士見丘小学校、高円寺中学校、向陽中学校、泉南中学校の4校から2学期制実施の届け出がございました。

なお、富士見丘小学校、高円寺中学校、泉南中学校は平成16年度からの継続となっております。向陽中学校は平成19年度からの2学期制の継続というふうになっております。

続きまして、二 休業日の変更についてご説明を申し上げます。休業日におきましても、同管理運営規則によって変更は可能という形になっておりまして、73園・校中、57園・校から変更の届け出がございました。変更の届け出があった学校数は全体の78%に当たります。

アの部分で次のページをお開きください。春季休業日終わりの変更につきましては、実施園・校数が6園、全ての幼稚園・子供園から変更の届け出が出ております。イ 夏季休業日の変更につきましては幼稚園1園、そして小学校29校、中学校18校から届け出がございました。

続きまして1ページおめくりください。ウ 冬季休業日の変更でございます。こちら小学校

が13校、中学校9校からそれぞれ変更の届け出がございました。学校名もしくはその変更の日程等につきましては、詳細をお手元の資料に掲載してございますので、ご覧いただければと存じます。

最終ページをお開きください。三の休業日の設定についてでございますが、2学期制を届け出た4校の小中学校のうち富士見丘小学校については、秋季休業日を設定する教育課程となっております。なお、それ以外の3校の中学校につきましては、土、日、祝日等を秋季休業として充てることで届け出がございました。

提案理由でございますが、杉並区立学校の管理運営に関する規則及び杉並区立子供の管理運営に関する規則に基づき、保育日数、授業日数の確保等の理由から、右記のとおり学期及び休業日の設定の申請があり、承認が必要であるためでございます。

議案の朗読は省略させていただきます。以上、よろしくご審議ください。

委員長 それでは、ただいまの議案第50号についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 特にご異議がなければ、議案第50号は原案のとおり可決したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 以上、異議がありませんので、議案第50号は原案のとおり可決いたします。

済美教育センター副所長 ありがとうございました。

委員長 続きまして、日程第26、報告事項の聴取に入ります。

初めに、学校運営協議会委員の任命についての説明を教育改革推進課長からお願いいたします。

教育改革推進課長 それでは、私から「学校運営協議会委員の任命について」ご報告をさせていただきます。

学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づきまして、平成22年4月1日付に新たに任命する学校運営協議会委員について、以下のとおり任命いたします。

堀之内小学校10名、天沼小学校12名となっております。委員の氏名等は記載のとおりでございます。

委員長 ただいまのご説明について、よろしゅうございますか。何かご意見がございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、ありがとうございました。

教育改革推進課長 ありがとうございました。

委員長 次に、「指定管理施設の一部時間延長について」、「指定管理施設内運動場の時間延長に

ついて」、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」の3件の報告を一括して、社会教育スポーツ課長から説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 順にまいります。まず、指定管理施設の一部時間延長ということでございますが、これは高円寺体育館体育室並びに上井草スポーツセンター温水プール・トレーニングルームについてでございます。

それぞれ協定書に基づきまして、変更申請があったので、私どものほうで認めたいというものでございます。まず、高円寺体育館体育室でございますが、22年5月1日から平成23年3月31日まで毎週水曜日から土曜日の週4回、午前9時から午後11時まで、実質的には午後9時から2時間の延長というものでございます。

次に、上井草スポーツセンター温水プール・トレーニングルームでございますが、3つに分かれておりますけれども、平成22年4月1日から22年7月18日まで、要するに夏休み前までということでございますが、午前9時から午後11時まで、午後9時からの2時間延長でございます。

なお、2番目の22年7月19日から8月31日まで、これを午前7時から午後11時まで、午前中2時間、それから夜2時間の延長でございます。

次に5月1日から年度末まででございますが、もとに戻りまして、午前9時から午後11時まで夜間の2時間の延長というものでございます。ただし、日曜日・祝祭日は除きます。

利用方法でございますが、高円寺体育館体育室につきましては指定管理者自主事業ということでございます。さらに上井草スポーツセンター温水プール・トレーニングルームでございますけれども、これは一般使用でございます。

なお、確認事項でございますが、高円寺体育館体育室におきましては、午後9時までの貸し切り利用者から延長申し出があった場合については調整すること。さらに、上記自主事業実施に当たっては、事前に周知を図ることということでございます。

次にまいります。指定管理者施設内運動場の時間延長でございます。同じく基本協定書に基づきまして、自主事業の実施ということで、開場時間の延長の申し入れがございました。

実施施設でございますが、上井草スポーツセンター運動場でございます。今年度は週4回行っていたところでございますけれども、次年度は週5回行いたいというものでございます。22年4月1日から年度末まで午後5時から午後9時までの時間帯で、週5日間使用するものでございます。

確認事項でございますが、利用者の安全には万全を期すこと、夜間照明設備使用による電気代等のランニングコストについては、当該共同事業体が負担すること、常に係員による保守点検・維持管理に努め、照明器具に不点灯があった場合には、当該事業体の負担で照明器具の交換を実

施するものであるということでございます。

次に3点目でございます。定例の共催・後援名義使用承認一覧でございます。今回は都合2件でございます。1ページおめくりください。1点目、セッションで行います映画の上映でございます。「いのちの山河」というものでございます。上映、杉並実行委員会が行うもので、映画「いのちの山河」上映でございます。6月8日に行います。

次に4ページをご覧ください。杉並区立小学校校長会第7分区校長会長によるものでございます。第7分区連合運動会でございます。和田堀公園陸上競技場で行うものでございます。

私の方からは以上でございます。

委員長 はい。どうもありがとうございました。

今のご説明について、ご意見、ご質問ございませうか。

全然間違っていることではないんですが、一番最初に指定管理施設の一部時間延長についてです。2の平成22年7月19日から平成22年8月31日まで午前7時から午後11時まではいいいんですが、この説明としては本当は午前7時から2時間延長というのは、本当は午前9時から午前7時までの2時間の延長なんですよ。

社会教育スポーツ課長 2の(2)の でございますね。

委員長 その下の括弧の説明で、これは夏休み以外は通常9時からやっているでしょう。

社会教育スポーツ課長 そうです。それを2時間早めて。

委員長 だから7時から2時間の延長というのは、書き方としてはちょっとおかしいと思いますが、わかりますのでそれは結構です。

社会教育スポーツ課長 延長、早めるという意味ですね。はい、かしこまりました。

委員長 他に何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、もう一つ。この一覧表の4ページ、第7分区の校長会の運動会です。会場、和田堀の堀は手へんになっているんじゃないですか。

社会教育スポーツ課長 はい、大変失礼いたしました。土へんでございます。

委員長 全くつまらないことで申しわけございませんが、私が気がついたことはその2つです。

社会教育スポーツ課長 ありがとうございます。大変失礼いたしました。

委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 なければ、ご説明結構でございます。了承いたしました。

社会教育スポーツ課長 ありがとうございます。

委員長 それでは、3件一括してわかりましたので、冒頭におはかりしましたように、この後、非公開の審議に入りますので、それ以前に庶務課長からご連絡事項があれば伺います。

庶務課長 これから秘密会に入りますので、次回の日程だけご報告をさせていただきます。

次回の定例会の日程ですけれども、4月14日水曜日、午後2時からということをお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 それでは、この後は非公開になりますので、傍聴の方々は誠に申し訳ございませんが、ご退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)

委員長 それでは、審議を再開いたします。

日程第16、議案第41号「杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第41号につきましてご説明を申し上げます。

杉並区立子供園条例の施行に関して必要な事項を定めるため、平成21年第21回杉並区教育委員会定例会における区長から教育委員会への協議を経て、杉並区立子供園条例施行規則が制定されました。

本年4月1日、同条例施行規則が施行されるに当たり、同規則に規定を追加する必要があるため、同規則第11条の規定に基づき教育委員会に協議がなされたものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。第七条第3項として、入園の承認をしないことができる事由として、疾病にかかっているとき、心身の障害の程度が軽度を超えているとき、その他、区長が特に認める事由に該当するとき、との規定を加えてございます。

次に第八条でございますけれども、入園の時期についての規定を加え、3歳児学級及び4歳児学級の入園の時期は、それぞれ毎年学年の始期とし、第2項として定員に欠員が生じたときは区長が指定する日に入園することができることとしてございます。

改正後の第十条でございますけれども、第2項から第4項までを加え、長時間保育の保育時間の変更は月を単位とすること、及びその手続について規定してございます。

続きまして、新旧対照表の2ページから4ページにかけてでございますけれども、まず第十一条でございます。短時間保育または長時間保育の実施の停止として、傷病その他や、やむを得ない事由により一時的に通園できなくなったときは、二月を限度として保育の実施を停止することができること及びその手続について規定し、また第4項では第7条第2項の規定を準用し、短時間保育の実施を停止するときは、教育委員会の決定を確認することとしてございます。

次に第十二条でございますけれども、退園または転園についての手続について規定し、第十一条と同様に教育委員会の決定を確認する規定を準用することとしてございます。

次に第十三条でございますが、保育料の納期として年額の12分の1を毎月末日までに納付しなければならないこと、また、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、延納することができることを定めてございます。

続きまして第十四条でございます。保育料の変更についての規定でございます。また、第十五条では、年度中途入退園の場合の保育料につきまして、また、第十六条でございますけれども、保育料の減免について、さらに第十七条では保育料の還付について、それぞれ必要な規定をしてございます。

また、以上の規定の追加等に伴いまして、各様式を定めるほか、必要な規定整備をしてございます。

最後に施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

私から1つお尋ねいたします。別表の新旧対照表の3に、疾病、心身障害というのが認めない規定の中に入りましたけれども、これは、前から保育所や幼稚園の規定の中にあるんですか。

庶務課長 はい。これまでも集団教育、集団で学ぶ、そういった観点から、いわゆる軽度というところを一つのラインにしてやってございました。そういった意味では、これまでと、この取り扱いについて変えるものではございません。

委員長 それでは、この旧のほうに入れるのを忘れたということですか。

庶務課長 これまでは幼稚園に関する規定の中で必要な規定がされてございました。今回、子供園というところで4月1日から2園が新しくスタートする、そのことに伴いまして、従来の幼稚園と同じような規定をここできっちり書き込むという趣旨でございます。

委員長 では、新旧ということの対象になっているんで、旧にないということは、旧規定の中にきっと忘れたんですね。

庶務課長 先般、杉並区立子供園条例が制定をされて、条例の施行規則で、その時点で必要なことを定めました。今般、4月1日から新しく2園が子供園として転換するということで、最終的に全体を施行規則して制定したというところで、前回漏らしていたというよりは、前はその時点で必要な規定整備を図り、今回4月1日からいよいよスタートするに際して、全体として規定整備をきっちり図ったということでございます。

委員長 では、前回の規定には具体的に何かをするかということは、あまり決めなかったというこ

とですか。

庶務課長 細かい様式の部分であるとか、そういう部分については、この4月1日からのスタートを前にして、全体を整備したというところで、併せてやったというところでございます。

委員長 わかりました。ただ、私の印象としては、初めから入れておけば良いんですけども、わざわざこうやると、改正の時に入れたら非常に目立って、今度、何か特別にやるのではないかという印象を受けますので、必要な部分や厳しいものについては、初めから討議をして入れるようにしたほうが良いと私は思います。

庶務課長 了解いたしました。

委員長 わかりました。

それではほかに。

宮坂委員 よろしいですか。

委員長 はい。

宮坂委員 3歳児学級というのは、これはとりあえず子供園ということですね。理由はあえて聞きませんけれども、他の幼稚園は普通、従来どおり4歳児ということですね。それが子供園になったときには全部3歳児からなんですか。

庶務課長 そのとおりでございまして、これまで区立の幼稚園、4歳児、5歳児、各2クラスということで運営してまいりました。今回の子供園化の中で、3歳、4歳、5歳、各歳児1クラスというところで、多様なニーズに対応した幼保一体型の施設として転換するという考え方のもとにこのようにしたところでございます。

宮坂委員 それからもう一つ、これはどうでもいいことなんですけれども、保育料というものは、毎月末日までに、その月によって決まった時には、その翌月の1日からとか、年度で決めるのではないんですか。月謝というかたちで。

庶務課長 子供園の条例ですね。その関係の中では、年額として所要の金額、今、委員からご質問、それが定まっています。これは施行規則の中で、年額として定まっていたものを月単位でということを確認に規定したということでございます。

宮坂委員 通常の場合は、月の途中で、年の途中で変わるということはありませんね。

庶務課長 年額がですか。

宮坂委員 ええ。通常の場合は、年額はもう決まっているわけですから、6月7月から月謝がこうなるんだということはありませんね。

庶務課長 委員の今の趣旨というのは、例えば、年度の中で、例えば入退園、例えば入園ですかね、その場合にどうなるんだというご趣旨。

宮坂委員 いや、そうでなくて、年額というのは、月謝は決まっていますよね。わかりやすく、仮に例えば12万なら12万とすると月に1万円ということですよ。それが年度の途中で、7月まで、8月からは1万5,000円になるとか、そういうことはあり得ないということですよ。12万というのを変える場合は、年間で変えるということですよ。

庶務課長 基本的には、今、委員のご指摘のとおり、しかるべく改正するに当たっては、当然、年度の切りのいいところから、それを適用するというのが通常考え方というふうに存じます。

委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第41号は原案のとおりに可決してもよろしゅうございますか。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第41号は原案のとおり可決いたしました。

どうもありがとうございました。

次に報告事項(1)「区立小・中学校教育管理職(校長・副校長)の人事異動について(平成22年4月1日付)」の説明を教育人事企画課長からお願いいたします。

教育人事企画課長 区立小・中学校の教育管理職の人事異動につきまして、ご報告申し上げます。

平成22年4月1日付の管理職の人事異動につきましては、同一校での勤務年数や個人の能力や実績、意欲等を十分に生かすということを踏まえた上で、区の教育施策の推進や、学校の教育課題の解決等の実現に向けた、適材適所の配置を目指して異動事務を進めてまいりました。

資料をご覧ください。この資料のとおり決定いたしました。校長、副校長ともに表の左側が新任、右側が前任になっておりますが、新任の人数についてのみ簡単に説明させていただきます。

まず、小学校の新任校長の欄をご覧ください。再任用が4名、転任が6名、昇任が7名、そして採用が1名、合計18名ですが、再任用を除く14名がかわることになります。右の新任副校長の欄をご覧ください。転任が5名、昇任が4名、合計9名がかわることになります。

資料の裏面、中学校になりますけれども、中学校の新任校長の欄をご覧ください。再任用が4名、転任が3名、昇任が1名、そして採用が1名の合計9名ですが、再任用を除く5名がかわることになります。右側の新任副校長の欄をご覧ください。再任用が1名、転任が5名、そして昇任が6名、合計12名ですが、再任用を除く11名がかわることになります。

簡単ではありますが、以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

ご質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これで結構でございます。どうもありがとうございました。

これで報告事項の聴取を終了いたします。

以上で予定されました日程をすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。